

**日本赤十字社長野県支部との  
「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定書」の締結について**

当協会は、平成9年12月長野県と「緊急・救援輸送に関する協定書」を締結しており、東日本大震災、熊本地震等における救援物資の緊急輸送業務に従事してまいりました。

今般、緊急輸送体制の更なる充実・強化を図るため、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合において、日本赤十字社長野県支部（支部長 阿部守一）からの要請により、救援物資等の緊急輸送を適正かつ円滑に実施することを目的に、平成28年5月17日同社長野県支部と、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定書」を締結いたしました。



## 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定書

日本赤十字社長野県支部（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定書を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等において、甲から乙に対して行う救援物資等の緊急輸送の要請に関し、適正かつ円滑に実施するため、必要な事項について定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、乙の会員事業者の応援を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書（様式1）により、要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする車両、車種、人員
- (3) 輸送期間（日時）および輸送場所（区間）
- (4) 集合場所又は物資積み込み場所及び積み下ろし場所
- (5) 輸送品目（品名及び数量）
- (6) その他参考となる事項

### （実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、通常業務に優先して、要請業務を実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、会員事業者が前条の規定による輸送を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 運送に従事した事業者名、車両、車種、人員
- (2) 輸送期間（日時）、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送品目（品名及び数量）
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 第3条の規定による輸送に要した運賃・料金及び実費負担額（有料道路通行料、駐車場使用料金等）は、甲が負担する。なお、運賃・料金の算出方法については、会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(事故の報告等)

第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 第3条の規程により応援に従事した者が、応援に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合は、原則、応援に従事した者が締結した損害保険契約をもって対応するものとする。

なお、それによりがたい場合は、次に掲げる場合を除き、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては事業推進課長、乙においては専務理事とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に定める有効期間が満了する30日前までに、甲、乙いずれからも文書による意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 前各条に定めるもののほか必要と認めた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

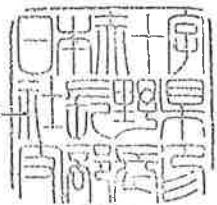
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年5月17日

甲 長野県長野市南県町 1074

日本赤十字社長野県支部

支部長 阿部 守一



乙 長野県長野市南長池 710-3

公益社団法人 長野県トラック協会

会長 岩下 勝美

